

# 障害者施策推進課長会議・意見書

財団法人全日本ろうあ連盟

## 1. 現今の障害者福祉の基本的な課題

①障害者福祉関係予算を増額すべきです。

1)現在、社会保障審議会の障害者部会が開かれ、来年に迫っている障害者自立支援法の見直しを議題としていますが、基本的な見直しの意見は、1)サービス対象者の拡大、2)サービス上限の撤廃、3)応益負担の廃止となっています。

障害者、家族、施設事業者からの切実な願いに応えるには、障害者関係総予算の見直しが必要であれば対応困難と思われれます。

2)又、後期高齢者医療制度など、障害者、高齢者に負担を求め、サービス抑制によるコスト削減が行われています。政府は、障害者、高齢者対策予算の抑制、削減方向にあり、障害者、高齢者は福祉制度やサービス低下に脅え、保障の現状維持や見直しを求めています。

3)このような不毛の論議に終止符を打ち、障害者や高齢者の自立や生活安定を推進する方向で社会福祉関係予算の増額を行うべきです。

## 2. 障害者自立支援法の課題

① 障害者自立支援法の施行は拙速であったとの反省が必要です。

1)施行以前の社会保障審議会障害者部会でも応益負担に賛成する意見はなく、反対や懸念する意見が大勢でありました。

2)見切り発車的に施行となったために、この2年間、障害者、家族、施設事業者、市町村の窓口が振り回された感じがあります。

3)特に親から自立できなく24時間の介護や見守りを必要とする重度の障害者は、経済的、精神的な負担を強いられ、希望を失っているのが現状です。

② 改善の方策

1)応益負担廃止の方向で見直すべきです。

2)障害基礎年金をアップするなど、基本的な所得保障を推進すべきです。

3)社会資源等の障害者の自立の基盤を整備し、「施設から社会へ」が無理のない自然な形で移行されるようにすべきです。

4)福祉労働者が低賃金などで退職を余儀なくされ、新卒の若い人材が福祉労働を敬遠する傾向が強まっており、社会福祉の担い手が確保できないという深刻な事態を改善すべきです。

## 3. 障害者基本法と障害者権利条約

① 障害者基本法を付帯決議を尊重した方向で改正すべきです。

平成16年5月27日 参議院内閣委員会の付帯決議として、「国連における障害者権利条約の策定等の動向を踏まえ、制度整備の必要性について検討を行うこと」が明示されています。

② 国連・障害者権利条約は、日本政府も署名し5月に発効しています。障害者基

本法の見直しは、この障害者権利条約を基本として見直すべきです。

### ③ 見直しの根幹事項

#### 1) 「障害」の定義

権利条約の第1条（目的）による定義を踏まえて改正を行うべきです。

条約では、「長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、さまざまな障壁との相互作用により他のものと社会に完全かつ効果的に参加することが妨げられることのあるものを含む」となっており、障害を幅広く包括的に受け入れています。

#### 2) 権利性を明確にすること。

「機会が与えられる」「差別をしてはならない」等の恩恵的又は自覚と努力に期待する規定でなく、障害者に対する差別の根絶と合理的配慮に基づく権利保障を明確に規定すべきです。

#### 3) 「手話」を法的に位置づけること。

権利条約では、手話が言語として定義づけられました。このことは、国内法に明記し、司法、立法、行政、社会等のあらゆる分野で言語的な処遇を行うべきとの方向を示すものであり、基本法に手話の言語的な処遇を明記すべきと考えます。

## 4. 障害者権利条約締結の課題・方向

### ① 国民的な課題

1) 障害者権利条約に対する国民の理解が十分ではありません。知らない人が多いのが現状です。障害者に対する差別や偏見を根絶し、合理的配慮による権利保障は、社会的、国民的な課題でもあると考えます。国民に対する啓発活動を積極的に行うべきです。

2) 日本の障害者福祉は、行政主導によって推進されてきました。現今の少子高齢社会、財政難の現状では、社会的、国民的な支援による自立の環境整備や支援体制が求められますし、障害者権利条約の理念や条項がそれを推進する根拠となると考えます。

### ② 締結のための条件

1) 締結のための国内法の整備が言われていますが、政府は、整備のための検討の経過、課題を提示すべきです。

2) 経過、課題の提示によって、障害を有する当事者の意見、要望が反映された整備になることが期待されます。

### ③ 国内法の限界に対応する新たな法律の制定に踏み込むべきです。

1) 手話が言語として定義づけられましたが、現在の国内法では、この定義を国内法に位置づけるのは困難と見られています。

2) また、合理的配慮に基づく権利の保障を明確にするには、「障害者差別禁止・権利保障法（仮称）」の制定を検討すべきです。

3) 聴覚障害者関係では、「情報・コミュニケーション保障法（仮称）」も検討されるべきと考えます。